

第七回 国会

参議院電力問題に関する特別委員会会議録第十四号

昭和二十五年四月十日(月曜日)午後二時十五分開会

本日の会議に付した事件

○電力事業会社の米田対日援助見返資金等の借入金に担保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(飯田精太郎君) それでは只今から委員会を開会いたします。

本日は前回に引き続き電力事業会社の米田対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案に関する質疑を行います。この前の委員会でも岩木委員から御質問がありました見返資金借入人に対する特別事項に關して、大蔵省理財局見返資金課長大島君から説明をお願いいたします。

○政府委員(大島寛一君) 電力事業会社に対しまして見返資金の貸付の特約事項についての御質問でございますが、電力事業会社に対しまして見返資金を貸付けますに當りましては、貸付の約款を定めております。これが御質問のいわゆる特約事項でございます。その内容といたしましては、いろいろな債権を確保いたしますために必要な事項、或いは又貸出しました資金が所定の使途に對しまして適正に使用されますようにいたしますために必要な事項等を主として規定いたしております。尙この外に担保に関する規定がございます。例えば日本発送電に對します貸付の特約事項で申しますならば、お手許に差し上げました資料に要点を書いてございますように

主として見返資金によりまして建設されますところの発電所等の設備の上に抵当権を設定する旨の特約事項において規定してあるわけでございます。今回の御審議願つております見返資金等の借入金の担保に関する法律によりまして、その附則第三項でございまして、この法律の施行前に電力事業会社が借り入れた第一項の貸付金について物上担保を附することを約した契約の條項は、この法律の施行の日効力を失うものとする。と規定いたしております。これによりまして、この法律が成立いたしますならば、提案理由等におきまして、すでに政府から御説明申し上げました通り、いわゆるジェネラル・モーゲージ、一般の先取特権を、社債と復金と見返資金とが同様に共有することに相成りますので、只今申し上げました附則の規定によりまして、既存の特約事項の中の物上担保を付することを約しました約款の條項は、効力を失うということに相成るわけでございます。

○石坂量一君 今二十四年度見返資金というものは、これはどの法律に基いてやつたのですか。今出ておる法律じゃないのですか。

○政府委員(大島寛一君) 只今お尋ねの点でございますが、現在まで見返資金から電力事業に對しまして投資、正確に申しますならば貸付をいたしておりますのは、見返資金特別会計法と一般の私法上の法律の規定に従つて行われておるわけでございます。

○石坂量一君 出所はつきりしてゐるのですけれども、今出てゐるのは當時定めたあの法律ではないのですか。

○政府委員(大島寛一君) これは昨年四月に国会におきまして成立施行されました見返資金特別会計法において、これは財政法規、一般の規定によつて貸出されてゐるわけでございます。

○委員長(飯田精太郎君) 外に御質問ありませんか。

○政府委員(大島寛一君) 見返資金から私企業に對しまして貸出しましておられます場合に、その貸出の裏の條件等を規定いたしますために、特約事項というものを作つておるわけでございます。これは内容につきましては先程御説明申し上げましたような條項を中心としてできております。例えば民間の金融機関等におきまして、長期資金の貸出をいたします場合におきましても、その貸付契約の内容となりまするいろいろの條項がございます。担保でありますとか、償還の期限でございますとか、利率に關しまする條項でございますとか、そういうものと主たる部分はほぼ同様でございます。尙、その外に見返資金としましての特殊性に鑑みまして、使途が当初の予定の通り適正に使われますために必要な條項等を、この特約事項におきまして、加えておるわけでございます。これは法律的な性質といたしましては債権者としての國と、債務者でありますところの電力事業会社と、その他借入をなしますところの私企業との

間の貸付契約の約款という性質を持つておると考えております。

○委員長(飯田精太郎君) それでは只今頂いた資料にあります第二の見返資金の投資の概要を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大島寛一君) 昭和二十四年度におきます電力部門に対する見返資金の投資の概要につきまして、お手許に差し上げました資料の第二というところでございますが、総額だけにつきまして記しておきますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

電力部門に對します見返資金の投資といたしましては、昭和二十四年度におきまして総額百九千三百余万円の投資につきまして所定の手續を経まして、三月末までに実行いたしております。その対象となつております会社は、日本発送電を初め、配電会社九社、並びに日本窒素肥料株式会社等の合計十一社でございます。その主たる使途といたしましては、最も目下緊要なる電源開発を初めといたしまして送電、変電、通信給電等の各種の施設の増設、改良並びに送電損失の軽減等を図りますための計器、メーターでございますが、そういうようなものの設備資金として投資いたして参つたわけでございます。この概要を会社別並びに設備の目的別に申し上げますと、日本発送電につきましては、水力電源の開発といたしまして既往の継続工事も含みまして、總數二十二地点、投資

額三十余億圓、これが完成後の電力増強に對します効果といたしましては三十二万五千キロワットを期待いたしております。

次に火力発電施設につきましては七地点でございます。投資額は十二億四千余萬圓でございます。同じくこれが完成後の効果としましては発電力といたしまして二十二万六千キロワットを期待いたしております。その他送電施設十四件につきまして約十三億七千萬圓、これによりましてできます送電線は、その長さが一千百キロメートルに亘る見込でございます。その他変電關係十件、三億九千萬圓、通信給電關係六十件、一億六千萬圓、改良工事百七十六件、十七億五千萬圓等が日本発送電に對しまして投下されております。

次に配電会社でございますが、全國に九つの配電会社がございます。それ〴〵に對しまして水力、火力、送電、変電並びに先程申し上げましたメーター等に対する設備資金を投資しております。その總額は水力關係が十四地点、三億五千萬圓、火力關係が一地点、一億七千萬圓、送電關係が七十八件、四億一千余萬圓、変電關係が百二件、五億二千八百萬圓、電力の計器、メーターでございますが、十二万七千余のメーターを付ける設備資金といたしまして、合計五億七千余萬圓を投資いたしてあります。この会社別の投資額の概要につきましては、お手許の資料の裏中辺に会社別に書いてございます。

次に日本窒素肥料という会社がございまして、この会社に対して同じく水力発電設備の建設資金といたしまして、二度に亘りまして三億円を投資しております。その完成後の効果として、発電力が二万六千キロワット余を期待いたしております。以上が二十四年度におきます見返資金の電力事業の投資に關する、概要でございます。尙お手許の資料にもございまして、期限につきましては目下緊要な安定した長期の資金を供給するというような意味におきまして、可なり長い据置期間を見込みました上で、日発につきましては貸出後三十年、配電会社につきましては二十二年、又は十九年というような長期の期限で貸出が行われております。担保につきましては先程申し上げました通り、日発並びに日本窒素肥料につきましては、それ／＼見返資金の対象として、これによりましてできる発電設備を以て、工場財団を設けたいとして、その上に抵当権を付することを予定して現在まで進んで来たわけでございしますが、只今御審議願っております法律案の成立を見ましたならば、より一層手続を簡素化したしまして、費用も軽減いたしまして、而も国内の費用の社債等による資金の調達にも、お互いに簡便な手続で見返資金の投資も順調になし得るような態勢を整え得るものと考えております。尙配電九社につきましては、その見返資金の投資の対象としております設備が、非常に細かいものが多いものでございまして、現在の担保といたしましては、留保條項、いわゆるネガティブ・クローズという

ものを付けておりまして、特定の担保を付ける約款は、ないわけでございます。以上が電力事情に關する本年度における投資の概要でございますが、昭和二十四年度におきます見返資金の私企業投資は總計二百四十九億に達しております。そのうち電力に對するものは、先程申し上げましたように百億に相成つておりまして、最も巨額に最も重点を置いて投資されておられるわけでございます。二百四十九億に對して電力部門だけで約四〇％の資金が投下される、ということに相成つております。

○委員長(飯田精太郎君) 今の説明に御質疑ありませんか。

○石坂重一君 この表の中で、新日本窒素肥料が、これは一億七千なんですが、それからその後の小計一億三千は何ですか、小計が二つになるのではないのですか。

○政府委員(大島寛一君) お手許のこの資料は、或いは消えておつて御覽になりにくいかも知れませんが、若しそでございしたら訂正をお願いいたします。新日本窒素肥料は二回に分れておりまして、一回に一億七千万円二回に一億三千万円、その次に小計といたしまして三億円でございします。小計が二つあるといたしますと、初めの一億三千万円の小計は、これは間違ひでございます。

○石坂重一君 間違ひですか。

○政府委員(大島寛一君) 間違ひです。お消しおきを願ひます。

○石坂重一君 これは新日本窒素肥料というのは自家用電力ですか。

○政府委員(大島寛一君) さやうでございます。

○委員長(飯田精太郎君) 外に御質疑ありませんか。……それではこの法案と直接關係はないのですが、この機会に電力管理法ができました際に、各会社がつけておりました外債を政府が肩替りをするとか、外債のその後の状況等につきまして、現状を一応御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(渡田智君) 電力事業に對します外債の現状について御説明申し上げます。外債につきましては、初めに数字を申し上げますと、電力会社の旧外債、これが現在未償還額といたしまして、台湾にありまます分を除きまして、百四十億四千九百九十九万という額になつております。これに對して戦争中の未拂の利子もございまして、若し将来利拂を再開いたしますれば、当然とめて拂わなければならないものでございしますが、これが六十億五千九百九十九万という額になつております。

○水橋隆作君 六十四億幾らですか。

○説明員(渡田智君) 六十四億五千九百九十九万でございます。これらの電力会社の旧外債につきましては、戦争中、昭和十八年でございますが、外債債処理法という法律を出しまして、この法律によりまして國が債務を承継いたしました。各電力会社にはこの外債の額に見合ひます社債を発行いたしまして、これを國に納付させまして、そうしてその債務を見返したとして國が債務を承継いたしました。即ち従來社債による外債でありましたのが國債としての外債に肩替りになつたわけでありまして、そういたしました、その際にやはり同じ法律の規定によりまして、旧電力会社の担保の規定、こういう規定は、効力を失ひ、こういうことになった

しまして、従ひましてそのときまでにありました旧電力会社の財産を財団といたしまして、これに担保を付けまして、その担保によつて外債を發行しておつた訳であります。その担保権は消滅したというところになつております。従ひましてその当時七件財団がございました。そして外債債といたしましては九銘柄あつたわけでありまして、それはいずれも國が承継すると同時に財団の方は財団の上にあります外債債のための抵当権というものは消滅いたしました。その消滅いたしました際に財団そのものは當時内債の、普通の社債、國の社債が第二順位の抵当権を財団の上を持つておりました。従ひまして第一順位の外債抵当権は、法律の規定によつて当然消滅したのであります。第二順位の内債の抵当権が第一順位に上りまして、財団そのものはそのまゝつと存続を続けられたわけでありまして、こういう状態で以て終戦を迎へまして、終戦後になりました、當時の内債の社債が逐次償還期が参りまして、償還されることになつたわけでありまして、その際に若し社債が償還されてしまひますと、社債の抵当権というものは消滅する。と申しますのは一般担保の規定によりまして会社の総財産の上に先取特権を有するといふような形になりまして、特別な財団抵当といふものを、新しい借替えのため内債のために入れないといふことになりまして、従ひまして借替えのため内債は、その旧外債と同じ財団の上の抵当権を新らしく設定するといふ必要がなくなつて、一般担保の規定によりまして置きますと、昔外債の担保であつ

た財団の上には、新らしい抵当権といふものはもうなくなつたことになつたわけでありまして、これは財団抵当の規定によりまして、抵当権が消滅いたしますと、財団そのものも当然に消滅する。こういうことになつておりますので、その際外債の問題が將來に残つておるというために、財団を残して置いた方がよいのじやないかということになつたわけでありまして、と申しますのは、先程も申しました外債債処理法というのは、戦争中の日本の一方的な行爲でありまして、この法律的な効力というものは、講和條約後の當衆の解決に残された問題になつたわけでありまして、一方的な日本の行爲がそのまま承認されれば、先程も申しましたように、債務は國が承継いたします。特別の担保といふものは消滅してしまひます。従ひまして財団といふものは、別に新らしく必要はないわけでありまして、若しそういう一方的な行爲が承認されないのであることになりまして、或いは旧電力会社が又債務者として外債の債務を再び負わなければならないといふことになりまして、それから担保が消滅するといふ規定も、効力を規定いたしますと、昔と同じ財団の上にはやはり担保権を持たなければならない、こういうことになりまして、その際に財団といふものがなくなつてしまひますと、これは昔の原状に回復するといふことが相當むずかしくなります。と申しますのは新らしく財団を組成し直さなければならぬことになつたが、昔と同じに財団を組成できるかどうか、昔の債権者を満足させる財団が再び組成できるかどうかといふことは、技術的に相當困難な問題があります。戦災

で以て消滅した施設も、若干ありますし、それから登記なんかその後変更になつておりますので、こういうものを昔の原状に回復するというのは相当困難がございます。外債の問題が終局的に國際的に解決されるまでは、やはりそういう可能性というものが考えられますので、それに備へまして財団を残して置かなければならない、こういうふうな考えられましたので、各電力会社はそれ／＼財団保存の措置を當時講じたわけであります。と申しますのはこれらの財団の上に内國債が償還になりまして後に、これに代る債務の抵当という形にして置けば、やはり財団というものは存続する、こういうことになりましたので、それ／＼借入をいたしまして、借入の担保というようにいたしまして、この財団はそのまま存続することになりまして、このため財団は今日まで存続しております。

併しこの財団は先程申し上げましたように、現在においては法律上には勿論外債の担保になつておるわけではございませんので、それ／＼の電力会社の借入金金の担保という形で財団が存続しておるわけであります。現在内國の社債の担保になつております財団が、七つの財団のうち二財団ございまして、あと五つの財団はこれは社債でなくて、借入金金の担保という形をとつておるものと思われまして、社債の担保になつております財団のうち、近く償還期限の来るものもございまして、これは社債の担保としてはいずれも償還されてしまふということになりますと、普通の借入金金の担保という形になります、これは將來の外債の解決のために備へ

るという意味だけで残る、こういうことになると思ひます。現状はそのくらいであります。

○水橋操作君　ちよつと今説明の中で会社が一方的に、戦争当時やつた行為が講和條約が締結されるまでの間、その処理が現在のまゝと、こういう見解に立たれてゐるのですか、大蔵省としては……

○説明員(渡田智君)　只今の私の説明が少し足りなかつたと思ひますが、会社が一方的にやつた行為というのではないのであります。これは國の法律で以て行なつたのであります。従いまして会社の意思ではございせん。國が一方的に、日本政府が債權者の意思或いは當時の連合國側の意思を確めた上で、一方的に法律を以て債務を國が肩代りいたしましたので、会社の意思を認めず國の一方的意思を以てこれを行なつたのであります。それで現在國內法的にはそういう措置が有効でございまして、このままの形で置けば當然國が債務を負ひ、國がこれを処理する、電力会社自体は外債の債務者ではない、こういう形になつておるわけでござい

ますが、若し將來講和條約その他におきまして國際的にこれが、國の一方的行為が否定されるということが全然考へられなかつたかと思ひます、その点はまだ未定でございまして、或いはそういう可能性もある、そのためにそういう場合の準備として財団というものが必要ではないか、そういう意味で財団が残る、こういうことでもござい

○緒城安次君　先程の御説明では外債の肩代りが元本で百四十億、利子で六十四億五千万円でありましたが、これはいつ頃の計算ですか。

○説明員(渡田智君)　これは現在の相場で計算いたしました。内訳を申し上げますと、今の元本の未償還額でございまして、これは米貨債がドルで申しまして二千八百二十八万ドルでござい

ます。それから英貨債が約七万ポンドでございまして、そのまゝしてこれは現在三百六十円で換算いたしまして……たが英貨債につきましては確定換算率と申しまして発行当時のドルとポンドの比率、これは一ポンド四十八セ

ントという相場になつておりますが、これは確定換算率、この率で換算されるところに、現在の二ドル八十セ

ントで、現在の二ドル八十セントではあります。現在四十八セントでポンドをドルに換算いたしまして、そのドルを、三百六十円で円に換算いたしまして、その額が先程申し上げました百四十億ということになりまして、利子の方で数字を申し上げますと、ドルが米貨債が千四百一十一万ドル、それからポンドが二万六千四百ポンド、それを換算いたしまして先程申しました六十四億五千万円という額に上ります。

○緒城安次君　これは私には何だか分らないのです。元本が二千八百二十八万ドルでありまして、ポンドが七万ポンド、これを仮に五ドルにして三十五万ドル、二千八百六十万なければならぬのであります。それが百四十億というのは三百六十円で、そんなになりますか。

○説明員(渡田智君)　只今私はポンドで申上げましたのはちよつと数字を間違へまして甚だ失礼いたしました。三百万ポンドでございまして、それからそれは未償還額でございまして、それから利子の方でございまして、これは百三

四十万ポンドでございまして、只今申上げましたのは英貨債が二つございまして、一方だけ申上げて二つの合計を落しましたので、失礼いたしました。

○緒城安次君　遡つてのことになります。今全部外債は政府が肩代りした、こういう形でございまして、それでそのときに民間の各電力会社からは社債が何かお取りになつて、その代償はどういうふうになつておりますので

○説明員(渡田智君)　その場合の措置をいたしましては、各電力会社が社債を発行いたして、そうしてその社債を國が見取りいたしまして、債務償還の見返りとしたしまして國が取得する、こういう形を取つております。

○委員(飯田精太郎君)　外に御質疑ありませんか。

○緒城安次君　これは將來の問題で今直接の問題ではありませんが、若し外國の社債償還が、肩替りなんか承知しないというところで、元の債務者に取立てて来るという場合には、元の債務者は、とうに金はもう拂いました、社債と外債と一緒に上げたのだから、私の借金はありませんというところ、これは國がこれだけ全部やらなくちやならないということになるのですか。

○説明員(渡田智君)　當然債務は國が負つております。國が責任を負うというところになります。電力会社が債權者に対しては、電力会社がやはり債務を負うということになります。それで、やはり國から電力会社に対して、それに相当する金を渡しまして、そうして、これを決済するという外は

ないと思ひます。

○門屋盛一君　先程の説明に、債務償還期が来るとか、来かつてゐるというふうな話だつたのだが、いつ頃になつてゐるのですか。全部ではないでしようけれども一番近いもので……

○説明員(渡田智君)　債務償還期の問題でございまして、これは私が先程申上げましたのは、財団の担保となつております内債の債務償還でございまして、この四月に一つ参ります。それから二十七年に一つ参ります。

それからついでに申上げますが、外債の方はこれはずつと利拂いを停止いたしまして、戦争中ずつと利拂いを停止したまま今日に及んでおるのであります。その中には戦争中にすでに債務償還期が来る或いは現在来かつておる、この二十五年に来るものも数件あるという状態でございます。

○委員(飯田精太郎君)　外に法案以外に資源庁の方に何か御質疑ございせんか。

○門屋盛一君　速記がなくていいのですけれども……

○委員(飯田精太郎君)　速記を止め

○委員(飯田精太郎君)　速記を始め

○門屋盛一君　そうしますと、電氣事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金金の担保に関する法律案の質疑を、今日このくらいで打切つたらどうですか、そうして次回に討論採決しては……

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(飯田精太郎君) それじや御意でないと思えます。

討論採決は次回に譲つて今日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれで散会いたします。

午後二時五十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 飯田精太郎君
理事 下條 恭兵君
石坂 豊一君
門屋 盛一君
赤木 正雄君
水橋 藤作君

委員

島 清君
吉田 法晴君
石原幹市郎君
小林米三郎君
廣瀬與兵衛君
油井賢太郎君
久松 定武君
結城 安次君
佐々木良作君

政府委員

通商産業政務次官 宮崎 靖君
通商産業事務官 武内 征平君
(資源庁動力局長)
大蔵事務官(理財局見返資金課長) 大島 寛一君
説明員

大蔵事務官(理財局外債課長) 澄田 智君

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、国立療養所の電力割当量引上げに関する請願(第一六六〇号)
一、自家用電気工作物施設法案に関する請願(第一六六四号)
一、三重県神島村に海底電線敷設の請願(第一六六五号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一六六七号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一六八八号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一六九五号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一七〇二号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一七二三号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一七三七号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一七三八号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一七六三三号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一七八三三三号)
一、病院の電気料金改正等に関する陳情(第二九二二号)

第一六六〇号 昭和二十五年三月十二日受理
国立療養所の電力割当量引上げに関する請願

請願者 大阪府貝塚市橋本国立療養所
大阪府貝塚市 総谷輝男
外一千四百五十四名

紹介議員 塚本 重蔵君

紹介議員 塚本 重蔵君
さきに実施された電力の割当制度改正によつて、療養所の料金支拂額は旧制の約三倍となり、療養者に重大な影響を與えている。ことに消毒の時間制、

晝間停電、病室電燈の制限等のため、各種の医療および生活の両面に混乱と支障をきたしているから、療養生活を明朗にするため、国立療養所の電力割当量を引き上げられたいとの請願。

第一六六四号 昭和二十五年三月十二日受理
自家用電気工作物施設法案に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内三ノ一私鉄経営者協会
内 村上義一

紹介議員 田村 文吉君
電気鉄道事業用電気施設は、現在運輸大臣と通商産業大臣との二重監督を受けているため、電気鉄道事業者の事務が極めて繁雑となり、経営の不円滑をきたしている現状である。元来電気鉄道用電気施設は一般供給または生産事業用のものと性質を異にし、専ら列車の運転保安を目的とするものであり、これを所管する運輸大臣により一元的に監督せられるのが至当である。今国会に提出予定と聞く自家用電気工作物施設法案の審議に当つては、電気事業者の切なる要望を容れ監督行政を運輸省に一元的に統一せられるより取り計らわれたいとの請願。

第一六六五号 昭和二十五年三月十二日受理
三重県神島村に海底電線敷設の請願

請願者 三重県志摩郡神島村長 藤原良吉

紹介議員 木下 辰雄君
三重県神島村は、鳥羽沖海上五里にある孤島であつて、年額三千万円の海産漁獲物を産出しているが、昭和二十二年までは電燈、電話等の文化施設がな

かつたため、漁獲物の加工処理に多大の不便を感じていた。しかるに同年八月火力による自家発電を開始して、電燈施設の実現を見今日に至つて、電燈の現状より見て生産に欠くことのできない燃料を消費することは、遺憾であるから、水力による電力の供給を受けるため、本村に海底電線を敷設せられたいとの請願。

第一六六七号 昭和二十五年三月十二日受理
電気事業の再編成に関する請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町宮下町尾関製工場内
尾関四郎

紹介議員 佐々木良作君
電気事業は、国民生活に直結した公共事業であり、あらゆる産業の基幹をなすものであるから、その業績および運営のいかんは、直接国民経済に重大なる影響を及ぼすものである。今回の電気事業分断による独立採算制地域差料金の設定は、企業の採算上の紛糾、産業の崩壊等を招くことは明らかであるから、再編成の審議は需給供給の均衡を得てから後に検討することとして、この際は早急に電源の開発、老朽施設の補修改善等を実施し、停電、節電の問題解決を図られたいとの請願。

第一六八八号 昭和二十五年三月十三日受理
電気事業の再編成に関する請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町字元町七二株式会社共栄木工場内 高野広

紹介議員 佐々木良作君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一六九五号 昭和二十五年三月十三日受理
電気事業の再編成に関する請願(二百八十四通)
請願者 大分県日田郡中津江村長 奥平彌太郎外千十一名

紹介議員 門屋 盛一君
電気事業再編成審議会は電気事業を九分割し、融通会社を設置する答申案を決定したと伝えられるが、分断の結果九州の電気料金は値上りとなり諸産業および一般者の生活に多大の悪影響を及ぼすものであるから、電気事業の九分割に絶対反対であるとの請願。

第一七〇二号 昭和二十五年三月十四日受理
電気事業の再編成に関する請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町上町酒谷鉄工所内 酒谷金吉

紹介議員 佐々木良作君
電気事業分断による独立採算制地域差料金の設定は、企業の採算上の紛糾を生じ、わが国産業の崩壊を招く虞がありこれによつて北海道の開発を阻害するばかりでなく、地域差料金によつて中小企業や家庭生活を脅すものであるから、電気事業の再編成の審議は需給の均衡を得てから検討せられ、この際早急に電源開発、老朽施設の補修等の処置を講ぜられたいとの請願。

第一七一三三号 昭和二十五年三月十四日受理
電気事業の再編成に関する請願

請願者 東京都台東区永住町四一日本私鉄労働組合関東地方連合会内 後藤

甲吉 紹介議員 村上 義一君

現在の電力割当は大企業に偏在し中少企業、家庭用を極度に圧迫して国民経済を危機に陥れるものであるから、電力割当の不均衡を是正せられたい。なほ伝えられるように電気料金に地域差を設け、その上電気事業を分断すれば電気料金の値上げは必至であり、電源地区と消費地区との負担の差がいちじるしくなつて、国民生活に悪影響を與えるから、地域差料金制を廃止し、電気事業の分断を中止せられたいとの請願。

第一七三七号 昭和二十五年三月二十五日受理

電気事業の再編成に関する請願(一通) 請願者 北海道北見市日本放送 労働組合北海道支部北見分会内桐溪正士外一名

紹介議員 佐々木良作君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七三八号 昭和二十五年三月二十五日受理

電気事業の分断反対に関する請願(三十二通) 請願者 鹿兒島県姶良郡重富村 長 小出水栄助外七十一名

紹介議員 門屋盛一君

現在九州の電気料金は他地区に比し非常に高く、各種産業はもと論一般家庭においても高率の料金に苦しんでおり、伝えられるように電気事業の分断が実施されると電気料金は、さらに高くなり、しかも漸く安定しつつある電力事情を再び悪化させ、再建途上にある各種産業ならびに国民福祉に多大の打撃を與えることは必至であるから、電気事業の分断には絶対反対であるとの請願。

第二十九部 電力問題に関する特別委員会會議録第十四号 昭和二十五年四月十日【参議院】

力事情を再び悪化させ、再建途上にある各種産業ならびに国民福祉に多大の打撃を與えることは必至であるから、電気事業の分断には絶対反対であるとの請願。

第一七六三号 昭和二十五年三月二十七日受理

電気事業の再編成に関する請願 請願者 北海道北見市高台全通 北見郵政局支部内 大下孝一外一名

紹介議員 佐々木良作君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七八三号 昭和二十五年三月二十八日受理

電気事業の再編成に関する請願 請願者 福島県議會議長 蓮沼 龍輔

紹介議員 橋本萬右衛門君

電気事業再編成について伝えられるような全国を十ブロックに分断する十分割案は、東北地方の電気事業を弱体化するばかりでなく、電気料金の高騰を助長し、産業の振興と、民生安定を根本から破壊する結果となるから、これを九分割とせられると共に只見川の電源開発については、別個の会社を設立して、これが開発に当てられたいとの請願。

第二九二号 昭和二十五年三月二十三日受理

病院の電気料金改正等に関する陳情 陳情者 島根県松江市松江精神病院 院内 菅野一外十五名

電気料金の改正により、中国地方は全国の最高料金となつた上に、病院業務

に対しても一般産業と同一に電力割当量が大削減されたため超過料金としての病院の負担を増大し経営困難となり、従つて患者の負担も増大せざるを得ない実状であるから、国民医療の向上を図るために、(一)地域差料金の撤廃(二)病院の電力を割当量の重要産業程度の増量等の処置を採られたいとの陳情。

四月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、電気事業会社の米國対日援助見返資金等借入金担保に関する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

昭和二十五年四月二十四日印刷

昭和二十五年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁